

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2024年度第2号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2026年 1月 9日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2024年6月14日付け24町保衛第30号の4(2024年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2024年3月8日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2024年3月18日付け23町保衛第358号の2をもって行った公文書不存在を理由とした非公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2024年3月18日付け23町保衛第358号の2をもって行った公文書不存在を理由とした非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消し、請求対象文書を公開せよとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2024年3月8日に処分庁に対し、「生活衛生課の2021年度の簿冊004-008-001(庁用車運転日誌・点検表・予定表(10-3月))内の文書(3月分)」を対象とする公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、「文書の保存年限が終了し廃棄済みであるため、存在いたしません。」と、2024年3月18日付け23町保衛第358号の2により本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2024年3月28日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2024年4月18日付け24町保衛第30号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2024年5月16日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年6月14日付け23町保衛第30号の4「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2025年2月6日	審議
2025年3月6日	処分庁への事情聴取
2025年6月5日	審査請求人による口頭意見陳述
2025年8月21日	審議
2025年9月19日	審議
2025年12月15日	審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

2024年3月7日に情報提供された、2021年度の簿冊「004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」の簿冊管理簿の「破棄文書状態欄」は「保存期間中」である。簿冊が保存されているのであるから、簿冊ごとに管理された文書も当然保存状態にある。よって、実際には保存状態にある請求文書を保存年限の終了を理由にして破棄されていることを装った違法な処分である。

- 2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

市は文書等の管理を、総合文書管理システムで行っている。文書等には、紙媒体の文書と電子文書があるが、いずれの形式にしても、総合文書管理システムに件名や簿冊（保存先）といった管理上必要な情報を記録している。

2021年度の簿冊「004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」は保存年限が1年と定められている。この簿冊には、紙媒体の庁用車運転日誌、点検表及び使用予定表が保存されていたが、2023年3月末で保存年限を終了したため、2023年4月に生活衛生課で紙媒体の廃棄処理を行った。

保存年限を経過した文書等の総合文書管理システム上の廃棄処理は、総務部総務課が簿冊単位で全庁各課分を行う。この作業後は、総合文書管理システムで当該簿冊に保存されていた文書等を検索しても表示されなくなる。総務部総務課が本件対象文書の簿冊について、総合文書管理システム上の廃棄処理を行ったのは、2024年2月22日のことである。

以上のことから、審査請求人が公文書公開請求をした2024年3月8日時点で本件請求対象文書は廃棄済みであり、存在しない。

審査請求人が2024年3月7日に受け取った「2021年度の簿冊004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」の簿冊管理簿」は、生活衛生課が2024年2月7日に作成したもので、作成した時点では総合文書管理システム上の廃棄処理が行われていなかったため、「廃棄文書状態欄」が「保存期間中」となっていた。

3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 請求に係る簿冊名は、「2021年度の簿冊004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」である。運転日誌、点検表及び予定表は一緒に当該簿冊に保管されていたことは事実である。2022年3月分の庁用車運転日誌は、当該簿冊が破棄されるまで、当該簿冊内に存在していたことは事実である。

(2) 弁明には、2024年3月7日に情報提供された2021年度の簿冊004-008-001（庁用車運転日誌・点検表・予定表（10-3月）」の簿冊管理簿は、「審査請求人からの依頼に基づき生活衛生課が2024年2月7日に作成し、市政情報課を通じて審査請求人に提供されたものである。」としているのに、2024年2月13日付け公文書公開請求「250号車の運転日誌の2021年度分の簿冊の簿冊管理簿と簿冊一覧」に対して、2024年2月26日付けの不存在処分の理由は虚偽である。

(3) 審査請求人が2023年10月26日付けで公文書公開請求「公用

車250号車の運転日誌(2022年3月分すべて)」を行った時点では、市有財産活用課車両管理係の確認済印が押された仕業点検表と1か月点検表・運転日誌は車体点検表とともにホチキス止めされた状態で、2021年度の簿冊「004-008-001(庁用車運転日誌・点検表・予定表(10-3月))」に保管されていたはずである。2023年10月26日時点までに、簿冊内の「紙文書については、個人情報等を含まない」ことを確認したはずはないため、簿冊内の文書は、総務部総務課がとりまとめて、溶解処理することになっていたはずである。

(4) 2021年度の簿冊「004-008-001(庁用車運転日誌・点検表・予定表(10-3月))」が総務部総務課に引き継がれ、総務部総務課が溶解処理した時点で、速やかに、総務部総務課は、総合文書管理システム上の破棄処理を行うはずであるが、2024年2月22日まで総合文書管理システム上の破棄処理を行わなかったことは不自然である。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件公文書公開請求は、「生活衛生課の2021年度の簿冊004-008-001(庁用車運転日誌・点検表・予定表(10-3月))内の文書(3月分)」について、その公開を求めるものである(以下、本件請求に係る文書を「本件請求対象文書」という。)

処分庁は、本件請求対象文書は、保存年限が1年と定められている、本件請求にかかる簿冊には、庁用車運転日誌、点検表、予定表が保存されていたが、2023年3月末で保存年限を終了したため、2023年4月に生活衛生課で廃棄処理を行ったとして、公文書不存在を理由とする非公開決定処分を行った。当該非公開決定処分に対して、審査請求人は、本件請求対象文書が廃棄されているはずはないとして非公開決定処分の取消し及び本件請求対象文書の公開を求めている。

2 本件請求対象文書の内容について

本件請求対象文書は、生活衛生課の簿冊004-008-001に保存されている2021年3月分の「庁用車運転日誌・点検表・予定表」である。これらは、生活衛生課が管理する庁用車に係る文書であることから、まずは、これらがどのように作成され、管理されるかについて明らかにしておく。

なお、本件請求において、「公用車」の用語が用いられているが、町田市では、総じて、「庁用車」とされ、町田市車両管理規程（平成24年9月町田市規程第18号。令和7年4月1日施行の一部改正前のもの。以下「管理規程」という。）では、市が所有する車両を「車両」（管理規程第1条第1号）、市が直接管理する車両を「業務用車両」（同条第2号）としていることから、「庁用車」または単に「車両」の用語を用いることとする。

庁用車は、「財務部長が統括する」こととなるが（管理規程第3条第1項）、市が車両の所有及び管理を開始した場合、当該車両は、市有財産活用課の所管となり、同課車両管理係が保有・管理する「庁用自動車台帳控（全庁）」（以下、通称に従い「一覧」という。）に登載するとともに、「車歴台帳」が作成される。

特定の課が専属的に管理する車両を「特定車両」と言うが（管理規程第2条第5号）、特定の課がこれを希望する場合、市有財産活用課長宛に、特定の課の課長名で依頼文書を提出し、市有財産活用課が所管換えをする車両を決定して引き渡すこととされている。その場合、引き渡された車両の所管は特定車両を希望した特定の課となり、市有財産活用課が保有する「一覧」及び「車歴台帳」に引き続き登載される。

特定車両になった車両について、車両の専属的管理を行う所管課（以下「車両所管課」という。）は、車両の使用に際して生じる文書を作成・保管する。車両管理のチェックリストに基づいて実際に車両を利用する日の乗車前に行う点検などにより作成される「仕業点検表」と、1か月おきに定期的に行われる点検により作成される「1ヶ月点検表」、車両の使用前に記載する「運行前点検表」、そして、車両の使用後に記載する「運転日誌」がこれに当たる。そして、これらは、「庁用車運転日誌・点検表・予定表」と題する6ヶ月ごとの簿冊に綴られることとされている。

本件請求対象文書は、生活衛生課が車両所管課として管理する車両に係る2021年度の10月からの簿冊（2021年10月～2022年3月）内の3月分の「仕業点検表」、「運行前点検表」、「運転日誌」であり、生活衛生課においては、本件請求対象文書は、同簿冊を単位として1年保存の文書とされている。

3 本件請求対象文書の存否について

(1) 1年保存文書の廃棄について

公文書の廃棄は、保存年限3年以上の公文書については、常用文書を除いて翌年度末に「引き継ぎ予定」としての記録（以下「引き継ぎ予定表」という。）が作成され、次の年度に外部保管倉庫又は市庁舎5階倉庫への移送の後、保存年限到来の後に廃棄されるが、保存年限が到来する1年保存文書については、引き継ぎがなされないことから、もっぱら主管各課で廃棄される。1年保存文書の廃棄は、1年の保存の後、実務上、当該年度が満了する年度末に総合文書管理システム上で廃棄の手続きをとり、紙媒体の場合、実際の物理的な廃棄は、簿冊単位で、翌年度のはじめに行われ、その後、総合文書管理システムで廃棄処理がなされる。2021年度作成の1年保存文書について言えば、2022年度末（2023年3月末）まで保存され、2023年度に廃棄されることとされ、実際には、総務部総務課長の依頼を受けて、同年4月に物理的に廃棄し、その後総合文書管理システムにおいて廃棄処理を行っている。

（2）本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書は、2021年度作成の1年を保存年限とする公文書であり、上述の通り、保存年限（2022年度）を満了した翌年度、すなわち2023年4月11日に、上述の通り、「庁用車運転日誌・点検表・予定表（10～3月）」と題する簿冊に綴られた文書として、簿冊単位で、通常の手続きを経て廃棄されたと思われる。

なお、公開請求に先駆けて提供された簿冊管理簿（審査請求人の依頼に応じて、2024年2月7日に生活衛生課が作成し、3月7日に審査請求人に提供されている。）の「廃棄文書状態欄」において、「保存期間中」とされており、この記録による限り、本件請求がなされた2024年3月8日の時点で、「庁用車運転日誌・点検表・予定表（10～3月）」、さらには「庁用車運転日誌・点検表・予定表（4～9月）」が保存されていたことになる。

この点、処分庁の説明によれば、保存年限を経過した紙媒体の公文書は、物理的な廃棄処理の後、遅滞なく、総務部総務課が総合文書管理システム上で、簿冊単位で全庁各課分廃棄処理を行うこととされているが、2023年度は、町田市文書管理規程に基づく「歴史的・文化的資料」の選別が予定されたことから、2022年度末（2023年3月末）に、保存年限10年未満の公文書を除いて廃棄を止めたために、これに伴って総合文書管

理システム上の廃棄処理が、2024年2月23日（弁明書では、2月22日とされていたが、23日の誤りであることが判明している。）になったとのことである（2023年12月1日に、要綱で歴史的・文化的資料の選別のための基準を設け、その後各課に選別を依頼した。）。したがって、2024年2月7日に生活衛生課が作成し、3月7日に審査請求人に提供された記録には、「保存期間中」とされていた。この説明は首肯できるものであり、いずれにせよ、公開請求に先駆けて提供された簿冊管理簿の記録にかかわらず、保存年限1年の本件請求対象文書は、通常の運用通り、2023年4月11日に、物理的に廃棄されていたとみられる。

第6 結論

以上の通り、本件請求に係る公文書について、廃棄による不存在を理由として非公開とした処分庁の判断は妥当である。